



(仮称)小平市自治基本条例 骨子案をまとめました。 ぜひ、みなさまのご意見をお聞かせください！

小平市のみなさまへ

わたしたち「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」(以下、市民の会議)は、平成18年8月からこれまで、議会や市政についての基本的な学習や「どんな小平市にしたいか？」といったまちの将来像、そして、小平市の自治のあり方について話し合いを重ねてきました。

そして、この秋、市民の会議による骨子案をまとめました。

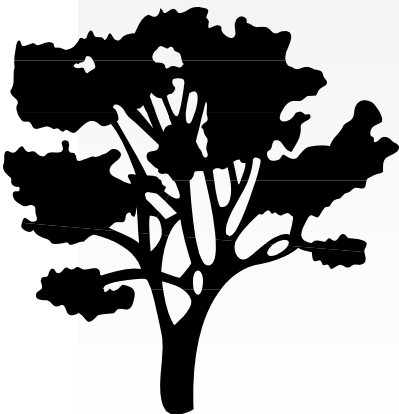
小平市の自治基本条例づくりは、市民が自ら自治の基本ルールを定める取り組みです。「自治する気風の醸成」、つまり「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の力が身についていくことを目指しています。そのため、ひとりでも多くの市民のみなさまに、この条例の意義を理解していただくとともに、条例づくりのプロセス(過程)に参加していただくことが重要です。

これまで、市民の会議の広報紙「こだいらの自治基本条例だより」やホームページなどでの情報提供を行ってきましたが、もっと多くのみなさまに直接お会いして一緒に自治基本条例について考えていきたいと思います。

そこで、平成19年10月から11月にかけて「市民意見交換会」を開催することにしました。

ぜひ、みなさまにご参加いただいて活発な意見交換のできる、有意義な場としたいと思いますので、よろしくお願いします。

自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちでつくる。 自治基本条例づくりは、そのための一歩です。 みんなで自治基本条例をつくろう！



平成19年10月
小平市自治基本条例をつくる
市民の会議

骨子案 目次

はじめに	1
◎自治基本条例ってなに？	1
◎なぜ、自治基本条例をつくる必要があるの？	1
◎自治基本条例ができるとなにが変わるの？	1
◎小平市ではどうやってつくっているの？	2
◎「市民の会議」ってなに？	2
◎市民の意見はどうやって反映するの？	2
◎市民の会議による条例案づくりのプロセス	2
骨子案の構成図	3
(仮称)小平市自治基本条例 骨子案	4
1. 本条例の目的	4
2. 定義	4
3. 自治の基本原則	6
4. 市民の権利及び責務	7
5. 参加及び協働	11
6. 市民投票制度	15
7. 地域コミュニティ	16
8. 議会	18
9. 市長等	21
10. 行財政運営のあり方	22

骨子案についてのご意見・お問い合わせは、裏表紙をご覧ください。

はじめに

◎自治基本条例ってなに？

●「市民による自治のしくみ」の基本ルールを定めた、いわば、「まちづくりの憲法」です。

地方自治体が自ら考え、自ら行うという独自性、自立性を持ち、地域の特性や多様性を活かしながら、まちづくりに取り組んでいく、そのための自治のしくみとその基本的な原理やルールを定めたものが自治基本条例です。

すでに制定されている自治体の自治基本条例では、市民、議会、行政の役割と責任、情報公開や市民参加、協働などの自治の基本原則、市民自治の進め方といった内容を定めています。

◎なぜ、自治基本条例をつくる必要があるの？

●「自分たちのまちは、自分たちでつくりたい」からです。

私たちは長い間、国が物事を決めて、地方はそれに従う、という考えに慣らされてきました。しかし、それでいいのでしょうか？ 自分たちの暮らしに直結する、身近なまちづくりは、自分たちが決める、それが本来のまちづくりのあり方ではないでしょうか。「地域のことは、地域で考え、地域自らの責任で決める」であるべきです。これからの自治、それは、地方自治体が自ら考え、自ら行うという独自性、自立性を持ち、地域の特性や多様性を活かしながら、独自のまちづくりに取り組んでいくこと。そして、住民の自治にもとづく地域の運営を行っていくことです。そのためには、まちづくりの基本のルールを自分たちで決めておく必要があります。だから、「自治体の憲法」＝「自治基本条例」が必要なのです。

自分たちのまちに、何が求められているか。自然、歴史、文化、風土など、まちが大切にしてきたもの、これからのまちや行政がどうあるべきか議論し、将来像を明らかにする。私たちは、自分たちのまちを知り、まちの進むべき方向を考えることで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の力が身についていくことを目指します。

※平成12年に、この考え方に沿って地方分権一括法が施行されました。

平成13年4月、北海道ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」をはじめとして、現在、全国で約100の自治体が制定しています。

◎自治基本条例ができるとなになが変わるの？

●「市民による自治」に一步近づきます。

自治基本条例をつくることによって、目指すべき自治のあり方や地域社会の姿が明確になります。また、市民参加のルールを明確にすることにより、「市民による自治」が実現されます。

自治の基本となる「自治基本条例」を、市民参加、市民主体でつくっていくことそのものが、「市民による自治」なのです。

◎小平市ではどうやってつくっているの？

●「市民の会議」が市民の意見を反映して条例案をつくります。

公募の市民による「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」（以下、市民の会議）が市民の意見を反映して条例案をつくります。これを、市が条例の体裁に調整して、議会に提出します。市議会の議決により、条例として制定されます。

市民が条例について意見を言うだけでなく、条例の案づくりそのものまで行う、これは、これまでの他の自治体の自治基本条例づくりより、もう一歩「市民による自治」の実践に踏み込んだ、小平市の挑戦です。

◎「市民の会議」ってなに？

●「市民の会議」は、昨年、市の公募に応募した市民の集まりです。

市民の会議は、平成18年6月に市民メンバーの募集がはじまり、8月に「市民の会議準備会」としてスタートしました。

平成19年2月に市と「自治基本条例案の策定における相互協力等に関する協定」を締結して正式に「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」が発足しました。

10月1日現在、56名のメンバーがいます。代表3名、全体会、テーマ別部会、運営委員会、作業グループ(起草グループ、広報グループ)で構成されています。

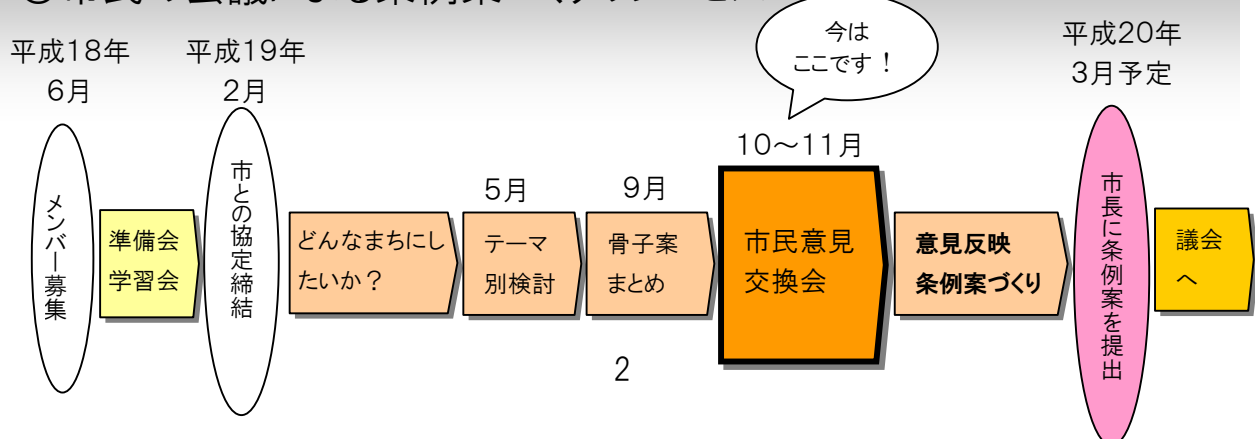
◎市民の意見はどうやって反映するの？

●市民意見交換会などで、意見を集め、反映します。

「市民の会議」そのものも公募の市民による集まりですが、さらに幅広く市民の意見を反映するために、市民意見交換会を開催します。また、メール、ファックス、手紙等の方法でも、意見を求めています。集まった意見を整理して、条例案に反映していきます。意見と条例案への反映状況についても公開していきます。

その後、市との意見調整を経て、最終的な自治基本条例案をまとめます。平成20年3月を目標に、その条例案を市長に提出し、市は、議案の体裁に調整して議会に提案します。

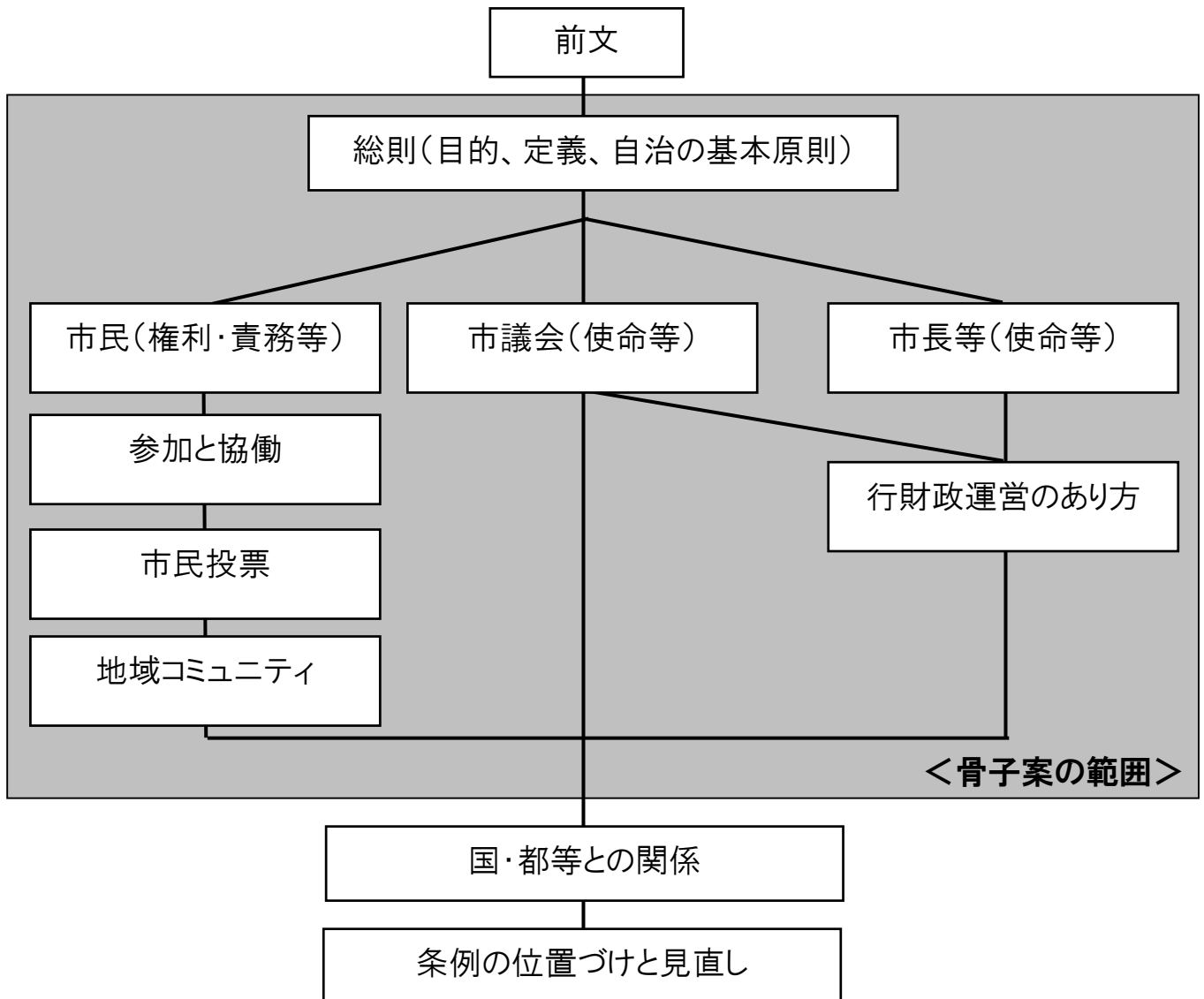
◎市民の会議による条例案づくりのプロセス



骨子案の構成図

この構造図をもとに内容を検討しています。

骨子案は、網掛けの範囲としています。その他の範囲は、市民意見交換会などで出されたみなさんのご意見を踏まえて、条例案としてまとめる段階で追加していきます。



(仮称)小平市自治基本条例 骨子案

1. 本条例の目的

#1<本条例の目的>

小平市における自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利・義務や市議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにすることにより、市民参加と協働による市民自治のまちづくりを推進することを目的とします。

【説明】

○本条例の目的

本条例の目的について論じることは、自治基本条例はなぜ必要かを論じることですし、小平をどのようなまちにしていきたいかを論じることだと思います。骨子案では、市民参加と協働による市民自治のまちづくりの推進を目的とすることを定めます。

(注)本条例の全内容が固まった時点で、加除修正が必要となります。

2. 定義

#2<定義>

□市民

小平市内に在住、在勤、在学する個人と、小平市内で活動する個人をいいます。

□事業者等

小平市内で公益的な活動、市民活動又はコミュニティ活動等を行う団体及び事業活動を行う団体をいいます。

□市

市議会、市長その他の執行機関及び市職員より構成される小平市の行政組織の全体をいいます。

□まちづくり活動

市民及び事業者等が、自分たちの社会をよくしようとする活動を総称していいます。

□市政への参加

まちづくり活動のうち、市民及び事業者等が、市議会及び市長その他の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、自発的な意思に基づいて意見を表明し、行動し、提言することをいいます。

□協働

市民、事業者等、市議会及び市長その他の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、対等な立場で公共的サービスの提供を協力して行うことをいいます。

【説明】

○市民、事業者等の定義

本条例では、「市民」の権利や責務等について規定が置かれますが、それぞれの権利や責務等の内容に応じて「市民」の範囲は異なってきます。（小平市で住民登録を有する人のみ？住民登録をしていないが市内に住む人を含めるべきか？小平市で住民登録をもたないが小平市内で働いている人、小平市内の学校に通学している人、あるいは他市に住む人で、小平市内でボランティア活動やNPO活動などを行っている人たちも含めるべきかどうか・・・等々）

現段階では、市民という用語を細かく定義し区分することなく使用しています。どのように区分し定義していったらよいかは、今後文案を整理し確定していく過程で検討していきます。「事業者等」は、ボランティア・NPO団体や企業などの団体を意味します。上記のその他の定義も現時点では暫定的なものです。

事業者等という用語は、一般に、企業体をイメージし、市民活動団体は含まれないという印象があるので、「事業者及びまちづくり活動団体」という用語にした方がいいのではという意見もありました。

○市政への参加の定義

参加ではなく参画とすべきであるとの意見もあります。意味内容に実質的な差異はないと思われることから他の多くの例にならって本条例でも参加という用語を使用することにしました。

○協働の定義

(1)近年全国のあちこちの自治体がまちづくり基本条例や自治基本条例を制定し、あるいは制定しようとしています。これらの条例で「協働」ということばが使用されていない例は皆無であると言ってよいのではないかなという状況にあり、また多くの場合、「協働」の意味するところはそれぞれの条例の中で定義されています。

ではなぜ近年全国のあちこちの自治体がまちづくり基本条例や自治基本条例を制定しようとしているのでしょうか、またなぜそれらの条例では、「協働」ということばが使用されているのでしょうか。

まず地方分権改革により市町村の役割が従来のように国や都道府県の指揮監督のもとで確実に事務処理を行うということから、自ら政策を立案、実施していくことに変化したことがあります。また逼迫する財政事情からも少子高齢化や核家族化の進展といった大きな社会状況の変化によって必要とされる公共サービスが多種多様化してきたことから、もはや行政（官）だけで公的サービスを担うことが困難な状況になってきたという事情があります。

(2)協働ということばについては、「一般にはなじみが薄いことばで意味内容がよくわからない」、「行政による造語であり、協働という美名のもとに市民を安価な下請にしようとするものである、このようなことばを自治基本条例のなかで使用すべきではない」等々の意見も出されました。しかし、①協働については、自治基本条例の嚆矢と言われる二セコ町のまちづくり基本条例以

降につくられた他の多くの自治体の自治基本条例において「協働」ということばが使用されており、またその意味内容もかなり高い共通性を持つものとなってきたと思われること ②「協働」についての問題は、用語の問題というよりも実態の問題、協働関係の実践の場における問題ではないか、ということで、当市の自治基本条例においても当該用語をきちんと定義した上で使用することにしました。

(3) 上記(2)に述べられたことから、「対等の立場での協力関係である」こと(定義)、「理念及び目的を共有する」こと(＃19＜相互理解と信頼の醸成＞の項ご参照)が重要となります。

(4) 官・民の協働について協働を対等な立場での協力関係ととらえることについては、2つの考え方があると思われます。一つは、市民は主権者なのだから行政よりも上位にあり両者は対等な立場ではあり得ないので対等性を要件とするのはおかしいというものです。もう一つは、市民は主権者なのだから行政よりも上位にあるというのは理念としてはそのとおりであるとしても、実際問題としては個々の具体的事案において行政に対して力関係で市民は弱い立場にあり、ともすると不利な関係を強いられることになりかねないので(下請け協働／悪玉協働)このようなことを防ぐために「対等な立場／関係で」という要件を必要とするとの考え方です。骨子案は後者の考え方に立つものです。

(5) 協働関係は行政と市民あるいは事業者等との関係が主なものですが、必ずしもそのようなものだけに限定されるものではありません。

3. 自治の基本原則

#3＜自治の基本原則＞

市民、市議会及び行政は、次の基本原則によって市民自治のまちづくりを進めていくものとします。

- (1) 市民主体の自治の推進
- (2) 市民の信託による市政
- (3) 情報共有の原則
- (4) 参加の原則
- (5) 協働の原則
- (6) . . .

【説明】

○自治の基本原則

上掲の原則は例示にとどまるものであり、今後さらに検討を重ねていく過程で追加修正される可能性があります。

4. 市民の権利及び責務

【説明】

○市民の権利・責務

市民の権利と責務について規定します。参加および協働に関する市民等の権利および責務については、それぞれ参加および協働の章で規定しますが、ここではそれらの権利・責務の前提ともいえるべきこと及びそれら以外の権利・責務を規定します。

#4＜市民の権利＞

- (1) 市民は、年齢、性別、国籍、心身の状況のちがいを問わず人権が尊重され、誰もが自己実現をめざして活動でき、幸福を追求し、安全で安心な生活を営むことができます。
- (2) 市民は、行政サービスを、条例又は法令の定めるところにしたがって、平等、公正に受ける権利を有します。

【説明】

○市民の権利

- (1) 第一に、上掲のことを小平市における市民にとってもっとも基本的な価値として定めます。第二に、行政サービスは行政から市民が恩恵的に与えられるものではなく、行政サービスを受けることは市民の権利であること、また行政サービスは平等、公正に受けることができるものであることを規定します。
- (2) 当該案は、自分たちが生活する身近な小平市においてこれらが市民にとっての基本的な価値であり権利であることを明文で確認しようとするものです。
- (3) 「幸福を追求し、安全で安心な生活を営むことができます」の部分については、内容が具体的でなく不明確であり、自治基本条例に規定することは適当ではないという意見、本条例では自治の権利に絞って規定すべきという意見もあります。その取り扱いについては今後、文案が確定されていく過程でさらに検討していくことになります。

#5＜市民の義務＞

市民は、条例又は法令の定めるところにしたがって、小平市政にかかる費用を分担するものとします。

【説明】

○市民の義務

行政サービスを受けることは市民にとって権利である、しかしそれと同時に、行政サービスに要する費用(税金等)を分担することは義務であることを確認的に規定します。行政から多くのサービスを受けようとするれば、それだけ多くのコストを負担しなければならないということにもなります。

行政は随意に行政コストの負担を市民に課すことはできません。条例又は法令による根拠が必要です。

#6＜市民の責務＞

市民は、まちづくりへの参加に当たって、自治の主体であることを自覚し自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの意見と行動を尊重するように努めます。

【説明】

○市民の責務

(1)市民は、自治、まちづくりの主体です。お互いに相手に対して自らの言動に責任をもち相手の意見と行動を尊重することを自治活動の了解事項とする旨規定します。

(2)この規定については、内容が不明確かつ無限定な責務を課すことになり、市民の思想、表現の自由を侵し、また 市民活動を抑制するおそれがあるとの理由で条例に規定することについては反対論があります。

＜事業者等の権利・責務＞

【説明】

○事業者等の権利・責務

事業者等は、市内で事業活動又は公益的な活動をする団体、すなわち企業やNPOなどを行います。

#7＜事業者等の権利＞

(1) 事業者等、すなわち市内で公益的な活動、市民活動又はコミュニティ活動等を行う団体及び事業活動をする団体は、自由にまちづくり活動に参加することができます。

(2) 事業者等は、市民及び市と相互に連携・協力をはかり、協働することができます。

(3) 事業者等は、条例又は法令の定めるところにしたがって、行政サービスを受ける権利を有します。

【説明】

○事業者等の権利

これらの団体はそれぞれの活動を通じてまちづくりの一員としてまちづくりに参加し地域に貢献することが期待されています。そのためこれらの団体が自由に活動できることを規定します。

事業者等は、条例又は法令に基づき、権利として行政サービスを受けることができることを確認的に規定します。

#8<事業者等の義務>

事業者等は、条例又は法令の定めるところにしたがって小平市政にかかる費用を分担するものとします。

【説明】**○事業者等の義務**

上掲「#5市民の義務」の項ご参照。

#9<事業者等の責務>

事業者等は、社会的責任を自覚するとともに地域社会との調和、環境および市民生活に配慮しまちづくりに寄与するよう努めるものとします。

【説明】**○事業者等の責務**

(1)事業者等は、自由に活動し行政とあるいは他の団体などと協力してまちづくりに貢献することが期待されていますが、(#7<事業者等の権利>の項ご参照)まちづくりへの参加・活動に当たっては、社会的責任の自覚、地域社会との調和、環境および市民生活への配慮が求められることを規定しています。

(2)当該規定を置くことについては、事業者の蔑視、性悪説につながるなどの理由で条例に規定することに対して反対する意見があります。しかしながら企業行動が社会(あるいは地域社会)において反社会的行動であるとして批判を受けているケースは例外とは言え実際には少なくないわけであり、このような規定を置くことが即事業者の蔑視、性悪説につながるとは言えないと考えます。

#10<情報を知る権利>

市政に関する情報は、市民と市との共有財産であって、市民及び事業者等はそれらの情報を知りまた情報の提供を請求する権利を有します。

【説明】**○情報の公開と共有**

市民が市政へ参加するには、自ら考え、的確な判断の下、適切な行動をとることが大切になりますが、このためには、透明性の高い正確な情報が欠かせません。

市民の市政参加において必要かつ最も重要な情報は、いうまでもなく市議会及び市長その他の執行機関がもつ豊富な情報で、これを一定のルールのもとで有効に活用していくことが求められています。

市政は市民の信託により行われるもので、市議会及び市長その他の執行機関は市民に対して説明責任を負っていますが、従来はともすると市政に関する情報は「お上」のもの、市民から見るとお上から賜るものというような意識が一部にあったことを否定できません。

しかし、市民の市政への参加がますます重要になっている今日、こうした意識から脱し、市民と市議会及び市長その他の執行機関は、相互にもつ情報を共有するという考え方を共通してもつことが大切になってきております。

「共有財産」という表現についての適不適については、意見がありました。

5. 参加及び協働

＜市民参加の権利＞

#11＜市民参加の権利＞

- (1) 市民は、年齢、性別、国籍、心身の状況のちがいを問わず、平等な立場でまちづくり活動と市政に参加する権利があります。
- (2) 市民は、納税など特に条例で定められたことを除き、まちづくり活動への参加、市政への参加について、その人の自発的な意思が尊重されます。
- (3) 市民は、参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。

【説明】

○市民参加の権利

(1) 市民は、地縁組織(自治会・町内会など)、NPO・ボランティアグループその他、組織や活動の態様の如何を問わず、すべての活動に自由に参加する(あるいは参加しない)ことができることを規定します。

当該規定(1)項については憲法レベルのことであり自治基本条例に入れる必要はない、規定するとしても前文に入れるべきとの意見があります。

そのように考えてよいかどうかについては今後引き続き前文や基本理念の文案が確定されていく過程で検討していくことにします。

#12＜満18歳未満の市民の権利＞

子ども(18歳未満の市民)も大人(子ども以外の市民)と同様、市政への参加の権利があります。

市は、子どもの生活環境に関係することを決める場合には、子どもに意見を聴くよう努力します。

また、市および大人の市民は、そのために必要な支援を行うものとします。

【説明】

○満18歳未満の市民の権利

子ども(18歳未満)は社会の一員であり市政に生活者、当事者として参加する権利を有することを確認するものです。

例えば、公園づくり、学校づくり、児童館等について言えば、子どもは当事者として意見を述べる機会が与えられなくてはなりません。

子どものことなのに、子どもの意見を聞かないで決めてしまうことがほとんどです。子どもの育ちを、市と大人の市民とが一緒に支え、参加を保障することが大切だと考えます。

＜市議会及び市長その他の執行機関の責務＞

#13＜市民参加による市民本位の市政運営＞

市長その他の執行機関は、市民参加による市民本位の市政運営を行うものとし、市民のだれもが市政に参加できるよう工夫し、配慮しなければなりません。

【説明】

○市民参加による市民本位の市政運営

行財政再構築プランでは、「自立性」の高い市政の実現、「新しい公共空間」の形成と並んで「市民本位」の市政の実現が掲げられています。市民本位の市政の実現のためには市民参加のもとで政策が決定されなければならず、市民参加が実効性の高いものでなければなりません。

#14＜男女共同参画＞

市議会及び市長その他の執行機関は、市民及び事業者等とともに、男女の平等を基本とする男女共同参画社会の実現に努めます。

【説明】

○男女共同参画

市は、市民及び事業者等とともに、誰もが生きやすく暮らしやすい社会、男女共同参画社会をめざして自治の場に参加しやすい環境づくりなどの施策を進めます。

#15＜参加の方法＞

市長その他の執行機関は、次のような方法で市民の市政への参加の機会を保障します。

- (1) 委員会、審議会等への委員として参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会などへの参加
- (3) 特定の課題についての集団検討会（ワークショップ）などへの参加
- (4) パブリックコメント手続による意見表明
- (5) アンケート調査などへの意見表明
- (6) 意見書等による意見表明

【説明】

○参加の方法

参加の実効性を高めるため、市民参加の方法や参加の対象をできるだけ具体的に規定しています。

市民参加の方法については、同旨が「市民参加の推進に関する指針」（適用期日：H17.9.1）に規定されています。本条例で規定することによりこれらのことが単なる行政の指針にとどまらず、参加の機会を保障することになります。

#16＜参加の対象＞

市長その他の執行機関は、次のような事項について、立案、実施及び評価の各過程において市民の市政への参加の機会を保障します。

- (1) 基本構想・基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定
- (2) 基本条例および市民に義務を課し若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす施策、制度の導入又は改廃並びに市民生活に大きな影響を及ぼすおそれのある規則、審査基準、処分基準、行政指導基準等の制定又は改廃
- (4) 大規模あるいは重要な施設の設置計画とその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの変更

#17＜パブリックコメント＞

市長その他の執行機関は、重要な政策及び計画の策定に当たって、事前に案を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対し行政側の考え方を公表しなければならないものとします。

#18＜協働推進の基盤づくり＞

市長その他の執行機関は、市民の活動や事業の充実、活性化、自立を促進し、協働の推進を図るため、活動の機会と場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供、資金確保への支援、その他の支援・援助に努めるものとします。

【説明】**○協働推進の基盤づくり**

市長その他の執行機関は、参加と協働による市民自治のまちづくりを行っていくためには公共的サービスを担うことができる市民等の力が必要であり、そのため自立的な市民活動の活性化を支援していくことを規定します。

#19＜協働のまちづくり、相互理解と信頼の醸成＞

市議会及び市長その他の執行機関は、市議会及び市長その他の執行機関だけではなく市民、事業者等の多様な主体が、それぞれが有する情報、経験、技術、ノウハウ等の資源を相互に提供し、それぞれの立場と役割に応じて地域のニーズと課題の解決に向けて連携・協力する協働のまちづくりを推進します。

協働に当たっては、理念及び目的を共有し、対等な関係のもと十分な協議を通じて合意形成を図り、相互理解と信頼関係を築くよう努めるものとします。

【説明】

○協働のまちづくり、相互理解と信頼の醸成

市議会、市長その他の執行機関、市民、自治会・町会などの地縁団体、事業者等（企業、NPOなど）の多様な主体が、それぞれ相手が有していない資源をお互いに提供し連携協力することにより地域のニーズや課題を解決し豊かな地域社会を作っていこうというものです。

協働が実りある成果を生み出すためには、当事者が協働することの理念及び目的を共有し、相互理解と信頼関係を築くことが重要であることを確認します。

#20＜市民参加・協働推進条例＞

市民参加及び協働の推進に関して必要な事項を別に条例で定めます。

【説明】

○市民参加・協働推進条例

市民参加については、「小平市市民参加の推進に関する指針」（適用期日：平成 17 年 9 月 1 日）があり、また協働については、協働指針の策定を平成 19 年度中に検討し同 20 年度以降に実施とされています。（行財政再構築プランー改革推進プログラムの実施項目 #2）市民参加および協働について条例をもって定めるべきことを規定します。

6. 市民投票制度

#21＜市民投票制度＞

市民投票制度は、市政の重要な問題に対し、主権者である市民の意思を直接諮るための諮問的な制度とします。

- (1) 市民投票制度は、常設型の制度とします。
- (2) 市民投票の結果は、議会、市長を拘束するものではありません。
- (3) 市議会、市長は、この結果を尊重しなければなりません。
- (4) 市は、市民投票について具体的な手続などについて、別に条例で定めます。

【説明】

○市民投票制度

主権者はあくまでも市民であることを確認し、市政の重要問題に対し、市民参加の手段として市民投票制度を設けることを規定しています。しかし、現行市民を代表する市議会、市長という二代表制を前提に、拘束的市民投票制度ではなく諮問的市民投票制度とすることが望ましいと考えます。

市民投票の結果は、議会、市長を拘束するものではありませんが、市議会、市長によって尊重されなければなりません。

市は、市民投票制度について、投票の手続き、投票の実施に必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。

諮問的な投票制度については、以下のように考えましたが、市民に開かれた討議のもとに制度を定めた市民投票条例が制定されることが望まれます。

市政の重要問題の発生度に条例制定を必要とする個別型市民投票制度ではなく、いつでも投票できる常設型の市民投票制度とします。市民投票制度の投票の発議者は、資格を持つ市民(住民登録をした市民、定住外国人を含む)の10分の1以上、議会、市長とします。投票資格は、18歳以上の市民(住民登録をした市民、定住外国人も含む)とし、投票が有効となるには投票率は50%以上とします。

市民の政策決定への直接参加をすすめることと、議会制民主主義とのバランスを考慮し、直接参加を保障し、参加の枠組みを拡げ、しかし実施に当たってのハードルは高い制度とすることが望まれます。

7. 地域コミュニティ

#22＜地域コミュニティの定義＞

- (1) 地域コミュニティは、住みやすい地域社会を築くため、地域を基盤とした、あるいは、共通の目的をもった市民同士により自主的に形成された地域のまちづくり組織、および集団をいいます。
- (2) 地域コミュニティは、市民相互の信頼性に基づき、相互協力し、自主的に地域の課題に取り組み、まちづくり活動を行います。

【説明】

○地域コミュニティ

地域自治の担い手として、市民の主体性、自立性に基づき、まちづくり活動、自治活動に取り組む組織、および集団を地域コミュニティと位置づけます。地域コミュニティは、さまざまな地域の課題に取り組み、地域のまちづくりの意思を形成します。地域コミュニティをこのように位置づけることによって、地域自治をすすめるまちづくり組織が形成され、醸成されていくことをめざします。

まちづくり活動団体、地域コミュニティには、地縁によるもの、目的で結ばれたものなど、さまざまな成り立ち、活動形態があり、互いに連携し、重層的に地域の課題に取り組むことが期待されます。

(1)については、地域に基づくことは必須であるとすべきとの意見もありました。

#23＜地域コミュニティへの市民の参加＞

- (1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、地域コミュニティをつくり、地域コミュニティに参加し、まちづくり活動を行うことができます。
- (2) 市民は、地域コミュニティにおいて、地域の課題について、ともに考え、合意形成をはかる協議に自発的に参加し、まちづくりに関する意見を表明することができます。

【説明】

○地域コミュニティへの参加

市民は、地域コミュニティをつくり、参加し、市民同士の相互の信頼性を深め、相互に協力し、すべての市民が安全で、安心して暮らせる地域づくりに取り組むことができます。

市民は、地域コミュニティにおいて合意形成したまちづくりに関する意見を表明することができることを規定しています。

#24＜地域コミュニティ行政の推進＞

市は、地域コミュニティの自主的な地域における役割を尊重した適切な施策を講じます。

- （１）市は、市民の自主性を尊重しながら、地域コミュニティの設立、連携・ネットワーク化を支援し、地域の課題に取り組む、地域まちづくり活動を支援します。
- （２）市は、地域のまちづくりについて、地域コミュニティの意見を尊重します。

【説明】

○地域コミュニティ行政の推進

地域には、住みよい地域をつくるために、地域の多様な課題（防災、防犯、環境、ごみ、子育て、介護など）に取り組む地域コミュニティの活動があります。例えば、自治会、町内会、PTA、子ども会、市民福祉団体、環境保護団体、NPOなど。

身近な地域のまちづくりは地域の市民が担うという分権と自治の考え方にに基づき、市は、市民によるまちづくり活動を支援する行政を推進することを規定しています。

同時に、市は、地域の自主性を尊重しながらも、市民が地域コミュニティをつくり、多様な活動が互いに連携し、ネットワークで結ばれ、より効果的に発展するよう支援することを規定しています。

8. 議会

#25＜議会運営の基本方針＞

市議会は、主権者である市民から直接選挙により選ばれた、議員によって構成される意思決定機関であり、市民に開かれ、市民にわかりやすく、市民から信頼される議会を実現する運営を基本方針とします。

- （１）市議会は、会議の公開、議会の情報提供・開示、情報公開を行うなど、市民との情報の共有に努めます。
- （２）市議会は、議会報告会などを開催し、市民に説明責任を果たすよう努めます。
- （３）市議会は、市民の意思が反映されるように議会審議過程への市民参加に努めます。

【説明】

○議会運営の基本方針

主権者である市民から直接選挙により選ばれ、その信託を得て、市民を代表する議員で構成される市議会は、議会制民主主義を具現するものです。地方自治制度は、議員、市長ともに市民から直接選ばれるという二代表制、機関対立型システムです。この制度のもとで、議会は、主権者である市民を主体と考え、議会の役割を果たすとともに、市民に開かれた、市民にわかりやすく、市民に信頼される議会を実現する運営を基本方針とすることを規定しています。

なお、「議会報告会」は、議員が地域に出向き、議会審議の経過、結果など議会活動を市民に報告、説明し、そして市民の意見を聞くものです。ここでは、市民に開かれた議会とするための具体策としては、議会報告会を取り上げましたが、議会開催日時への配慮や、傍聴しやすい議会とする工夫なども検討課題となると考えます。

#26＜市議会の使命と役割＞

- (1) 市議会は、市の政治・行政の基準である条例、市にふさわしい条例を制定します。
- (2) 市議会は、行政が適正に運営されているかについて、市民の目線で厳しく抑制・監視（チェック）します。
- (3) 市議会は、言論の府として、条例の審議・議決など政策の合意形成をするために十分な討論、政策議論を行います。
- (4) 市議会は、議会の議決権の重要性を踏まえて、議決対象の拡大に努めます。
- (5) 市議会は、委員会の重要性を踏まえ、委員会においても政策議論を行い審議を充実します。
- (6) 市議会は、市民から信頼されるように議会改革に努め、それが後退しないように議会基本条例を制定することに努めます。
- (7) 市議会は、議会活動、議員活動を補佐する議会事務局の政策法務能力の向上など、議会事務局の充実強化に努めます。

【説明】

○市議会の使命と役割

二代表制の一翼を担い市民を代表し、市民の信託を得て正当性を有する議会の本来の役割は、市民の権利を制限し、義務を課し、市の政治・行政の運営の基準である条例を制定すること、独善になりがちな行政を市民の目線で抑制・監視（チェック）することであると規定しています。

また、議会は、「言論の府」といわれるように、市民の多様な意思を踏まえ、いろいろと異なる意思を討論、政策議論を通じて合意形成する場であると規定しています。

市議会の議決権の重要性を踏まえて、総合計画（長期計画）、各種のマスタープランなど、議決対象の拡大に努めることを規定しています。

市議会の委員会は具体的な政策議論を行う場として重要であり、委員会審議を充実することが望まれます。

さらに、一般質問の対面方式化、一問一答方式化、新たに議会報告会の開催、陳情の審議の改革、議会報の充実など、議会運営の改革を行うことに努めることを規定しています。そして、議会改革をより確実なものとし、後退しないように議会基本条例の制定に努力することを規定しています。

また、議会、議員を補佐する重要な職務を有する議会事務局を、政策法務能力の向上など、充実強化することに努めることを規定しています。

議会のことは、議会に任せて、自治基本条例で細かく規定しないほうがよいとの意見も出されましたが、二代表制のもとで、一方の議会は自治の根幹をなすものであり、主権者たる市民が議会のあり方について、基本的な考え方を示すことは意義あることとの考えから、基本的な

あり方にしぼって規定しました。しかし、議会のあり方は、議会自身が主体的に定めることが重要であり、市民との開かれた討議のもとに議会基本条例を制定することが望まれます。

#27＜市議会議員の使命＞

市議会議員は、市民から直接選ばれた公職者としての責任と倫理性を自覚します。

- (1) 市議会議員は、市民の意思を踏まえて市民の目線で条例案を審議するとともに、市にふさわしい条例を立案します。
- (2) 市議会議員は、市民の要望を踏まえた政策提言を行います。
- (3) 市議会議員は、条例を制定し、行政をしっかりと抑制・監視（チェック）するため、調査・研究を行います。そのための政務調査費は、有効かつ適切に使われなければなりません。
- (4) 市議会議員は、議会の役割を認識し、主権者である市民から信頼されるよう、議会改革に取り組み、説明責任を果たすように努めます。

【説明】

○市議会議員の使命

議会制民主主義のもとにおける市民の代表として市議会議員は、公職者として、全体の奉仕者として、市民の意思を踏まえて行動し、活動することを規定しています。市議会議員は、市議会の役割を認識し、主権者である市民に開かれ、市民にわかりやすく、市民に信頼される議会にするよう議会改革に努めることを規定しています。

特に、政務調査費を有効に使い、調査研究を行い、議会審議の充実、政策提言に努めることを規定しています。

議会については、そもそも自治基本条例に取り上げるのか、どこまで書くのかといった議論から始めました。しかし、主権者としての市民が、自治体の議会、議員のあるべき姿について、共有のものとする必要があると考えました。

9. 市長等

#28＜市長の使命＞

- (1) 市長は、市民に選ばれて市を代表する職に就いたことを強く認識し、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民本位の自治を推進します。
- (2) 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、その実現に取り組みます。
- (3) 市長は、市職員を適切に指揮・監督し、リーダーシップを十分発揮して、市政の運営を行います。

【説明】

○市長の使命

市議会とともに、市民の代表機関としての市長が担うべき役割や果たすべき使命を定めています。

- (1)は、市長が市政運営を行うに当たっての守るべき基本的事項を規定しています。
- (2)は、市長が将来の展望や方針を示すことにより、市長の所轄の下に各執行機関が一体となって、市政の推進を図ることを規定しています。
- (3)は、市政運営に当たっての市職員に対するリーダーシップを発揮することを規定しています。「市職員」は、市長部局の職員に限らず、市長の統括代表権の下、他の執行機関の職員も含まれます。

#29＜市職員の使命＞

- (1) 市職員は、市民からの信頼づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、主体的に市民本位の自治を推進します。
- (2) 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に取り組むものとします。

【説明】

○市職員の使命

市の執行機関に属するすべての職員の担うべき役割や果たすべき使命を定めています。

- (1)は、市職員が職務を行うに当たって守るべき基本事項を規定しています。なお、内部に不正があった場合はそれを告発しても不利益な処分を受けないことが法律で定められていますので、そのようなことも含まれています。
- (2)は、市職員は市政の専門スタッフとして、市民の意思と利益に基づくまちづくりを推進するために、必要な知識の習得や能力の向上に取り組む責任があることを規定しています。

10. 行財政運営のあり方

#30＜基本方針＞

市は、市民の福利向上のため、市民の意向を的確にとらえ、民主的かつ効率的に、市民の視点に立った行財政運営を行うものとします。

【説明】

○行財政運営の基本方針

この条例の基本理念を実現するための、行財政運営の基本的な考え方や仕組みを定めています。市民主体の視点で考え、市民の気持ちをくみとった市政の運営を行うことを規定しています。

また、この項は基本方針ですから、この章の各項目全体にかかるものです。

#31＜長期総合計画＞

- (1) 市は、持続可能な小平市の将来像を示す長期的な総合計画を策定し、それに基づいて、計画的な市政運営を行います。
- (2) 総合計画は、基本構想のほか、基本計画についても市議会の議決を経なければなりません。
- (3) 市政の分野別の個別計画は、前項の総合計画と整合するものでなければなりません。

【説明】

○長期総合計画

総合計画は自治体の基本となる計画なので、その根拠を地方自治法に委ねるだけでなく、この条例においてもあらためて規定します。総合計画とは、目指すべき将来像を定める基本構想、これらを実現するための施策や事業を定める基本計画、事業の年度ごとの進め方を明らかにする実施計画により構成されます。分野別の基本計画や、個別計画等は、この総合計画に基づいて策定されることとなります。基本構想の部分は、地方自治法で議会の議決を要するとされていますが、基本計画の部分についても、より市民の総意に基づくものとなるよう議会の議決事項としました。なお、基本計画については、できるだけ目標が数値で示される等、具体的なものでなければならないと考えます。

#32＜組織と人事＞

- (1) 市は、効率的、機能的かつ横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくります。
- (2) 市は、市民のための施策を企画立案するに当たっては先見性をもち、創造的な問題発見、問題解決能力をもった人材集団となるよう、職員の採用及び能力開発に取り組みます。
- (3) 市は、職員が能力を最高に発揮できる人事評価、処遇、配置及び計画的ローテーションに取り組みます。

【説明】

○組織と人事

市の組織と人事のあり方について示したものです。

#33＜情報の共有＞

市政に関する情報は、市民と市との間で共有されるべきものであるとの見地に立ち、情報公開を総合的に推進するものとして、次の事項を定めます。

- (1) 市は、市の保有する市政に関する各種の情報（業務の委託にかかるものを含む）を、積極的に、広範囲に、わかりやすく、かつ、複数の方式で市民に提供します。
- (2) 市は、保有する情報について開示請求を受けたときは、適切かつ迅速に公開します。

【説明】

○情報の共有

市政に関する情報の共有は、市民自治の実現に不可欠な要素です。それを明確にして、情報の提供・公開に関する具体的な規定を設けました。開示請求に基づく情報の公開はもとより、その他一般的な情報についても、積極的に、広範囲に、わかりやすく、印刷物とホームページの両方で提供するものとしています。また、外部委託などにより多様な主体が行政サービスを提供するようになったことから、こうした行政サービスに関わる情報について対象とすることが必要です。

- * 市の情報の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、小平市情報公開条例に定めがあります。一般的な情報提供については、小平市の条例に規定があります。

#34＜個人情報保護＞

- (1) 市は、個人の権利・利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。
- (2) 市は、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じます。

【説明】

○個人情報保護

個人情報の適正な取り扱いや本人の情報開示請求権等を保障することを定めています。

＊個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律、小平市個人情報保護条例に定めがあります。

#35＜苦情・要望への対応＞

- (1) 市は、市政に関する苦情又は要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応するものとします。
- (2) 前項の苦情・要望への対応のため、必要があると認められる場合は、オンブズマン等第三者機関を設置します。
- (3) 市は、市民からの苦情又は要望を十分に分析し、市政全体の問題解決に役立つよう活用します。
- (4) 市は、市民から市の政策等に関し提案が出されたときは、内容を検討して、その採否及びそれにいたる理由を回答し、かつ、その概要を公表します。

【説明】

○苦情・要望への対応

市政に対する苦情・要望への対応のあり方を定めています。(2)は、(1)の方法では市民の苦情等が十分解決されない状況であれば、いわゆるオンブズマン等第三者機関を導入するよう定めています。(3)は、個々の苦情・要望を解決するだけでなく、それらを教訓として苦情・要望が出ないような、市民が満足する市政の実現を目指しています。(4)は、個別的な苦情対応だけに止まらず、市の政策についての要望が出された場合も、十分な対応を求めています。その取り扱いの詳細については、別途条例で定めます。

#36＜行政評価＞

- (1) 市は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を厳正に実施し、その結果を公表します。
- (2) 前項の行政評価には、市民を含む外部者による評価が必ず採り入れられなければなりません。

【説明】

○行政評価

小平市の行政が効率的、効果的に透明性をもって行われているかどうかを評価する仕組みについて定めています。そして適正で透明性のある評価がなされているかをチェックするためにも、評価を実施するだけでなくその結果を公表することを規定しています。(2)は、行政評価は、行政自身で行うだけでなく、外部からの目が是非必要であることを意味します。

行政評価とは 民間の経営手法を行政運営に積極的に取り入れ、行政の効率性を高めるばかりではなく、政策の有効性・妥当性を明確にし政策の取捨選択の材料とする、また、市が各種の計画により進めている政策の進捗管理に資するために行う手法の一つで、行政が実施する仕事を、「計画[Plan]－実施[Do]－評価(Check)－改善[Action]」というマネジメントサイクルでとらえて、一定の基準・指標に従って客観的に分析、評価し、その結果を今後の行政運営に反映させるものです。

#37＜危機管理＞

市は、震災等の緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、各種の事業所、行政機関等との協力、連携及び相互支援を図ります。

【説明】

○危機管理

緊急時における市民の安全の確保は、行政の重要かつ基本的な役割であることを示すとともに、市民、事業者、行政が協力連携を図りながら、社会全体の危機管理体制の強化を進めることを定めています。

＊小平市では、地域防災計画と国民保護計画がつくられています。

#38＜行政手続＞

市は、市政の運営における公平・公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するために、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適正に実施します。

【説明】

○行政手続

市が処分、行政指導等を行う場合に、公平性、透明性を確保するための手続きについて定めています。

＊行政手続については、行政手続法、小平市行政手続条例に定めがあります。

#39＜法務＞

市は、地域事情に合わせた積極的な政策形成と実行のために必要な、市及び市職員の法務能力の向上を図るとともに、主体的に条例及び規則を定め、体系的、かつ、わかりやすく整備します。

【説明】

○法務

法務能力の向上と条例等について常に十分な整備を行うことを定めています。

＊条例は、議会の議決を経て定められるもの、規則は市長独自で定めるもので、この二つが市の定める法規範の代表的なものです。

#40＜財政のあり方＞

- (1) 市は、厳密で、科学的に妥当な将来推計の下、市の財政状況を総合的に把握し、それを常に分析することで、市民サービスの質を維持・向上させ、最少の経費で最大の効果をあげる健全な財政運営を行います。
- (2) 市は、財政状況及び財産の保有状況について、市の出資する団体を含む連結決算のかたちで財政情報を作成し、毎年、市民にわかりやすく説明します。
- (3) 市は、財政運営における目標値と目標期限を設定し、中長期の財政計画をもつものとします。
- (4) 市の予算は、総合計画並びに前3項の財政分析、財政情報、財政計画を踏まえ、#36に規定する行政評価の成果を反映して編成されなければなりません。また市が行う事業の見直しについては、不断の取り組みを行います。
- (5) 市は、自立した財政の確立を目指し、税の公正で効率的な徴収、不要な歳出の削減、新しい財源の創出、市有財産の活用・保有の見直し等を行い、財源基盤の強化に努めます。

【説明】

○財政

計画的で実効性のある市政運営を行う上で重要となる「財政」について定めています。

#41＜自治推進委員会の設置＞

市の附属機関として、公募による市民、学識経験者等で構成する自治推進委員会を設置します。委員会は、市長の諮問に応じ、及び自らの発意により、自治基本条例の運用の検証と評価、運用上の提言、条例見直しの提言等を行います。

【説明】

○自治推進委員会

自治基本条例は、制定しただけで自動的によい働きをするわけではありません。市民を中心にした推進委員会を設け、基本条例の趣旨の徹底を図ります。